

平成22年度介護職員処遇改善交付金の申請について

平成21年12月
高齢者支援課
介護・福祉事業課

平成22年度分の介護職員処遇改善交付金の申請について、下記のとおり受付を行いますので、関係書類を作成の上、提出してください。

記

1 申請受付窓口

京都府庁（高齢者支援課及び介護・福祉事業課）及び京都府保健所

※ 詳細は、別添『「介護職員処遇改善交付金」受付窓口について』を御覧ください。

2 申請期限

(1) 平成22年2月サービス提供分から適用の場合

平成22年2月5日（金）

上記期限後も受け付けますが、初回の交付金の支払いが22年4月より遅れる場合があります。また、22年3月1日までに申請がない場合は22年2月分は対象となりませんので御注意願います。

【集中受付窓口のお知らせ】

京都府庁においては、京都市内の事業者を対象に、次のとおり集中受付窓口を設けますので御利用願います。

期間 平成22年1月25日（月）～2月5日（金）（土・日を除く）

時間 9時～12時、13時～17時

場所 府庁2号館3階西詰め北側「健康福祉部会議室」

(2) (1)以外の場合

随時受付を行いますが、原則として、サービス提供月当月の5日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに提出してください。

なお、申請書の提出時期によりましては、初回の交付金の支払いが、サービス提

供月の「翌々月」より遅れる場合がありますので、御承知いただきますとともに、可能な限り早期に申請してください。

3 提出書類等

- (1) 提出書類 承認申請書（別紙様式3又は4）、処遇改善計画書（別紙様式2、添付書類を含む）、その他必要書類（就業規則、給与規程、労働保険関係種類）

※ 様式は、平成21年度と基本的に同じです。

- (2) 提出部数 府庁に提出の場合 1部
保健所に提出の場合 2部（正副）。ただし、(1)の「その他必要書類」は1部で構いません。

4 留意事項

平成22年度から導入が予定されているキャリアパス要件等については、厚生労働省で検討中であり、現在のところ内容・時期等は未定ですが、導入が決定された場合、年度途中で届出等の手続きが必要となります。

情報は、随時WAMネットで掲載しますので御留意願います。